

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

国家知識産権局（CNIPA）、「商標審査および審理指南」における重点問題に関する一問一答を発表

2022年2月8日、国家知識産権局（CNIPA）は「商標審査および審理指南」における重点問題の、馳名商標の審査及び審理、商標の顕著な特徴の審査及び審理、商標として使用してはならない標章の審査及び審理、使用を目的としない悪意ある商標登録出願の審査及び審理に関する一問一答を発表した。

Topic-2

広東省人民法院、知的財産権に関する懲罰的損害賠償の典型的判例を初公布

2022年1月19日、広東省人民法院は、知的財産権侵害をめぐる懲罰的損害賠償の典型的判例を六つ公布した。

Topic-3

ブリーフニュース

1. 中国、ハーグ協定に加盟
2. 国家知識産権局（CNIPA）、オンライン方式による特許出願に対し紙特許証の発行を中止

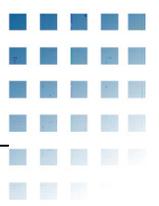
Topic-4

世界知的所有権機関（WIPO）、2021年PCT国際出願件数に関するデータを発表、中国の出願人による出願件数3年連続で1位

Topic-5

路浩ニュース：当所副所長、パートナー弁理士張晶氏、北京市商標協会副会長に選任

当所副所長弁理士の張晶氏は、北京市商標協会の副会長として選任された



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

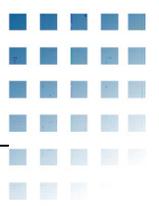
国家知識産権局（CNIPA）、「商標審査および審理指南」における重点問題に関する一問一答を発表

国家知識産権局（CNIPA）が2021年11月22日に公布した「商標審査および審理指南」（以下「指南」とする）は、2022年1月1日をもって発効することになった。「指南」をよく理解させるため、2022年2月8日、国家知識産権局（CNIPA）は「商標審査および審理指南」における重点問題の、馳名商標の審査及び審理、商標の顕著な特徴の審査及び審理、商標として使用してはならない標章の審査及び審理、使用を目的としない悪意ある商標登録出願の審査及び審理に関する一問一答を発表した。

「指南」の下編第二章の「使用を目的としない悪意ある商標登録出願の審査及び審理」の部分は、「中華人民共和国商標法」の改正に適応し、新たに制定されたものである。「指南」の下編第二章は制定当時から社会や業界からの注目を集めていた。国家知識産権局（CNIPA）が発表した使用を目的としない悪意ある商標登録出願の審査及び審理に関する一問一答によれば、とりわけ注意すべきのは、「使用を目的としない」と「悪意ある」に関する判断基準及び「使用を目的としない悪意ある商標登録」に該当する典型的行為との二つの問題であろう。

一、「使用を目的としない」と「悪意ある」に関する判断基準について、国家知識産権局（CNIPA）は以下のように解釈した。

「我が国の「商標法」の文言には「悪意」の定義がなく、悪意ある商標登録の撲滅に関する規定は、商標法第4条、第7条、第15条、第19条、第32条、第44条などの各条項に散見される。一般的に、悪意ある商標登録は、侵害された利益によって2種類に分けられると考えられる。1つ目は、悪意ある商標駆け抜け登録、即ち他人の商業上の名誉、民事的権利および正当な利益を侵害し、または附着させるために、「ブランド名パクリ」、「トレンドを悪用すること」および著名人の名前などの登録をあえて行うような悪質な登録行為を指す。もう一つは、「使用を目的としない悪意ある商標登録出願」、すなわち「大量出願」と「資源占有」など、



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

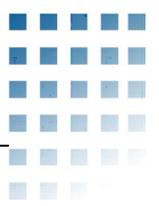
商標登録と管理の秩序を乱し、または衝撃を与えることを特徴とする商標登録行為である。

上記2種類の悪意ある商標登録の行為は、区別されつつも、関連している。指南は、商標法第4条第1項の「使用を目的としない悪意ある商標登録出願」とは、「出願人が生産、営業活動の必要性に基づかない商標登録出願を大量に提出し、真の使用目的を欠き、商標資源を不当に占有して、商標登録の秩序を乱す」ことを指すことを明らかにした。「使用を目的としない悪意」の「悪意」とは、使用を目的としない商標を大量に出願し、それによって利益を得ようとすることを指し、「悪意ある商標抜け駆け登録」の「悪意」とは異なる。「ブランド名パクリ」及び「トレンドを悪用すること」が特定の主体の民事上の利益を害するだけで、公共の利益を害するものではない場合、相對事由条項を適用して規制すべき、「使用を目的としない悪意ある商標登録出願」に属さない。もちろん、悪意を持って大量の商標を登録出願し、不当に商標資源を占有し、商標登録の秩序を乱す場合、同時に商標法第4条第1項をも適用して規制すべきである。

いわゆる「使用を目的としない」商標登録出願行為とは、商標登録出願の時点で、実際に商標を使用する目的も商標の使用を準備する行為もなく、あるいは合理的な推論によれば実際に商標を使用する可能性がないことを指す。商標法第4条の目的は、商標資源を不当に占有し、商標登録の秩序を乱すような商標の不当占有などの悪質な出願を抑制することであり、使用目的を持たず、利益を得る目的で大量の商標を出願することは、本条が規制する使用を目的としない「悪意ある」出願に属する。」

二、「使用を目的としない悪意ある商標登録」に該当する典型的行為について、国家知識産権局（CNIPA）は以下のように、10種類の行為を列挙した。

- (1) 商標登録出願の数は膨大で、明らかに営業活動のための通常の需要を超えて、使用する本当の意図を欠き、商標登録の秩序を乱す場合
- (2) 複数の主体の一定程度の知名度を有するまたは強い識別性を有する商標を大量にコピーし、模倣し、剽窃し、商標登録の秩序を乱す場合
- (3) 単一主体の一定の知名度を有するまたは強い識別性を有する特定の商標を繰り返し登録出願し、商標登録の秩序を乱す場合。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

(4) 他人の会社名、会社名の略称、電子商取引名、ドメイン名、一定の影響力を有する商品名称、包装、装飾、他人の知名かつ識別性を有する広告スローガン・外観設計など商業標識と同一または類似する商標を大量に登録出願している場合。

(5) 著名な人物名、著名な作品名またはキャラクター名、他人の知名かつ識別性を有する美術作品などの公共の文化資源と同一または類似する商標を大量に登録出願している場合。

(6) 行政区画名、山川名、景勝地名、建物名などと同一または類似する商標を大量に登録出願している場合。

(7) 指定商品・役務の一般名称、業界用語、商品・役務の品質・主原料・機能・用途・重量・数量等を直接的に表示する識別性を欠く商標を大量に登録出願している場合。

(8) 大量に商標登録を出願し、大量に商標を譲渡し、かつその譲受人が分散していて、商標登録の秩序を乱す場合。

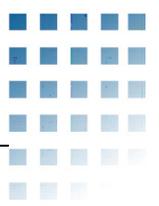
(9) 出願人が不正な利益を得る目的で大量に販売すること、商標の先使用者又は他人に商業協力を強要し、高額な譲渡料、使用料又は損害賠償金を要求するなどの行為を有する場合。

(10) その他の悪意ある商標登録出願行為と認定できる場合。

上記の場合にいう「数は膨大」「大量」は、出願人の状況や出願した商標などの要素と合わせて総合的に判断する必要がある。

上記(10)の記述からして、列挙された諸行為は例示列挙であることが分かる。他の行為も場合によっては、悪意ある商標登録出願と認定されることがあると考えられる。

出所：https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/2/8/art_66_173092.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

広東省人民法院、知的財産権に関する懲罰的損害賠償の典型的判例を初公布

近年、広東省人民法院は、知的財産権事件における「賠償難」の問題を重視し、法律に基づき懲罰的損害賠償の要件を正確に把握し、知的財産権侵害に対する損害賠償の強度を強化し、証拠規則、経済分析方法等を十分に活用し、懲罰的損害賠償制度の適切な運用を確保している。

2022年1月19日、広東省人民法院は、知的財産権侵害をめぐる懲罰的損害賠償の典型的判例を六つ公布した。知的財産権に関する懲罰的損害賠償の典型的判例の公布は、広東省人民法院にとって初である。

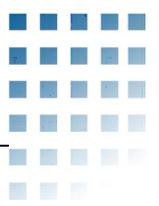
今回公布された六つの典型的判例は、以下の通りである。

- ① 欧普社 v. 華昇社、商標権侵害をめぐる紛争
- ② 国信証券 v. 国信ファンディング、商標権侵害及び不正競争をめぐる紛争
- ③ シャオミ（小米）科技会社 v. 深セン小米社、商標権侵害及び不当競争をめぐる紛争
- ④ ULTHERA 社 v. 柯派社、商標権侵害をめぐる紛争
- ⑤ 蘭研社 v. 百分百社&科瑋社、商標権侵害をめぐる紛争
- ⑥ ファーウェイ社 v. 劉某、商標権侵害をめぐる紛争

以上計六つの判例は典型的判例としてそれぞれ重要な意義を持つが、今回は、近年オンライン販売を通して急速な成長を果たしたシャオミ科技会社に関わる商標権侵害をめぐる紛争を取り上げ、簡単な紹介を行う。

【基本情報】

シャオミ科技会社は2010年3月に設立され、携帯電話等の商品に対し、「小米」の商標を登録し、盛大に宣伝を行い、かつ広範に使用していた。深セン小米社はシャオミ科技会社より遅れて設立され、後にオンライン販売プラットフォーム「T-Mall」にて店舗を開設し、他社が製造した製品を自社製品として販売を行った。深セン小米社は当該店舗にて販売したかかる182種類の商品の販売情報のページに、皆、「小米デジタル専門店」と記載した。その内の114種類の商品の販売ページ見出しに「小米デジタル専門店」、「小米専門店」、「小米」と表記した。人民法院が職権によりT-Mall社に当該店舗の取引データ開示を求めたところ、上記計182種



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

類の商品の売上金額は合計人民元 1.54 億元であったと判明された。シャオミ科技会社は、深セン小米社の上記行為は商標権侵害及び不正競争行為に該当すると主張し、深セン小米社に対し、経済的損失及び合理的な権利救済費用計人民元 3000 万元を請求した。

【裁判判決】

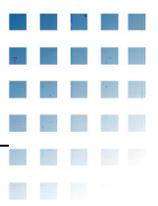
深セン小米社は、114 種類の商品の販売ページの見出しに「小米デジタル専門店」、「小米専門店」、「小米」と表記する行為は、商標権に対する侵害行為に該当し、かかる商品の販売金額は計人民元 1.35 億元となる。シャオミ科技会社の申請に基づき、人民法院は文書提出命令を出し、深セン小米社に仕入や取引などの文書提出を命じたが、深セン小米社が正当な理由もなくその提出を拒否したため、かかる事項に関するシャオミ科技会社の主張は成立すると推定し、本件の利益率は同業種の企業の利益率 30.78%を用いて決定することにした。本件商標の知名度、深セン小米社の使用方法、運営方法等から、被告の利益に対する本件商標の寄与率は、酌量で 30%と認定された。深セン小米社は、本件商標を知りながらも依然として故意に侵害行為を行い、その侵害期間が長く、規模が大きく、侵害により獲得された利益は巨大であり、かつ複数の侵害行為を同時に行っていたことから、本件侵害行為の情状が深刻と考えられ、上記の要因から三倍の懲罰的損害賠償を適用することを決定し、それにより商標権侵害の損害賠償額は 3740 万余りと算定された。さらに、不正競争防止法上の損害賠償額と合理的な権利救済費用を重ね合わせると、その金額は、本件の請求額より上回ったため、シャオミ科技会社の請求額人民元 3 千万元を全面的に支持することにした。

【典型的判例としての意義】

本件は、証拠規則を積極的に運用し、文書提出命令と職権による調査・証拠収集の両方を適用して、侵害売上や利益率等の事実を正確に把握・確定する一方、電子商取引の高い透明性と強い口コミ効果を考慮し、ビッグデータツールを運用して効果的に運営することが被告の利益に対する貢献を十分に肯定し、寄与率についての判断に合理的な酌量を行い、懲罰的賠償に対するの、前向きで慎重かつ厳格な法律適用を示した。一審判決後、当事者双方は判決に納得し、人民法院の仲介の下で一致した調停意見に達しており、紛争が無事解決された。

今回公布されたその他の典型的判例にご興味のある方は、広東省人民法院の公式ホームページをご確認ください。

<http://www.gdcourts.gov.cn/index.php?v=show&cid=170&id=56403#>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

ブリーフニュース

1. 中国、ハーグ協定に加盟

2022年2月5日、中国がハーグ協定のジュネーブ改正協定（1999年改正協定）に加盟することが決定された。発効日は2022年5月5日となり、発効後、ハーグ協定に基づく国際意匠出願において中国を指定することができるようになる。

中国による1999年改正協定への加入により、本改正協定の締約国数は68となり、ハーグ協定の締約国総数は77となった。中国の加盟により、ハーグ協定は世界のトップ経済市場10国のうち9国をカバーすることになった。

詳しくは、世界知的所有権機関（WIPO）の公式ホームページをご覧ください。

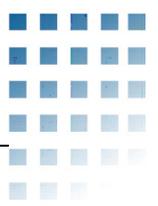
https://www.wipo.int/hague/en/news/2022/news_0005.html

2. 国家知識産権局（CNIPA）、オンライン方式による特許出願に対し、紙の特許証の発行を中止

国家知識産権局公告第472号によると、2022年3月1日（当日含む）より、オンライン方式による特許出願に対し、紙の特許証の申請の受け付けを中止とする。かかる特許証はオンライン出願システムを通じてのみ発行されるようになる。

電子版の特許証の真偽について、オンライン出願システムを通じて、確認することができる。

出所：https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/2/11/art_74_173171.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

世界知的所有権機関（WIPO）、2021年PCT出願件数に関するデータを発表、中国の出願人による出願件数3年連続で1位

世界知的所有権機関（WIPO）が2月10日にジュネーブで発表したデータによると、2021年に中国の出願人が特許協力条約（PCT）ルートで提出した国際出願の件数は6.95万件で、前年比0.9%増、出願件数ランキングで3年連続で1位となった。

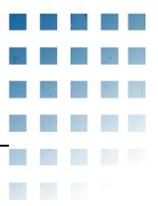
2021年、新型コロナウイルスのパンデミックの影響を乗り越え、PCT国際出願件数は前年比0.9%増の27万7500件となり、過去最高となった。出願件数上位5カ国は、中国、米国（5.96万件、+1.9%）、日本（5.03万件、-0.6%）、韓国（2.07万件、+3.2%）、ドイツ（1.73万件、-6.4%）である。

PCT国際出願件数ランキングの世界トップ50に中国企業が合計13社入り、2020年より1社増加した。その内、ファーウェイが6,952件で5年連続してトップとなり、OPPO 広東モバイル通信（2,208件）とBOE（1,980件）が6位、7位にランクインした。50位以内にランクインした他の10社は、平安科技（11位、+6位）、ZTE（13位、+3位）、VIVO Mobile Communications（16位、+7位）、深セン DJI（20位、+1位）、深セン瑞声声学科技（29位、+58位）、武漢華星光電（32位、-8位）、深セン華星光電（33位、-9位）、テンセント（42位、+11位）、バイトジャンプ（46位、-14位）、シャオミ（48位、+8位）となる。

グローバル教育機関のPCT国際出願件数ランキングのトップ50に中国の大学が合計19校ランクインし、2020年より4校増えて最多となり、2位は米国（18校）でした。その内、浙江大学は306件の出願でカリフォルニア大学（551件）に次ぐ2位となり、清華大学（4位）、華南理工大学（7位）、蘇州大学（9位）がトップ10にランクインした。大連理工大学、深セン大学、山東大学、北京大学などの15校がトップ50にランクインしている。

技術分野別ではPCT国際出願のうちコンピュータ技術（9.9%）が最も多く、次いでデジタル通信（9.0%）、医療技術（7.1%）、電気機械（6.9%）、計測（4.6%）の順となる。出願件数上位10技術分野のうち、伸びが最も大きかったのは医薬品の12.8%、次いでバイオテクノロジー（+9.5%）、コンピュータ技術（+7.2%）、デジタルコミュニケーション（+6.9%）となる。

出所：<https://mp.weixin.qq.com/s/JF2nRfFd9PEXDfPDrQDHEQ>（CNIPAの公式 Wechat アカウント）



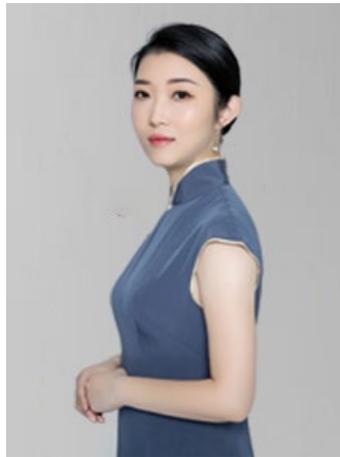
Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-5

当所副所長弁理士の張晶氏は北京市商標協会副会長に選任



2022年1月27日、北京市商標協会第三期第一回代表総会は開催された。総会の決議によって、当所副所長弁理士の張晶氏は、北京市商標協会の副会長として選任された。

張晶氏は20年以上の実務経験を持ち、知的財産業務に精通しており、特許弁理士である同時に、植物品種代理人でもあり、その上、商標分野の業務に関しても経験豊富である。張晶氏は全国「専利代理服務指導標準」（コンサル業務部分）の主執筆者であり、北京市企業知財教育教材「企業専利工作実務」の主執筆者であり、弁理士育成教材「代理実務及び事務処理」の編集者でもある。同時に、張晶氏は全国優秀弁理士、北京市傑出弁理士及び中国技術取引「金橋賞」を受賞し、国家知識産権局の審査官育成講師も担当している。

張晶氏の今回の当選は、当所の商標分野での更なる活躍にとって、きっと大きな力になるだろう。